

# 鎌ヶ谷市教育委員会会議録

平成29年3月定例会

- 《1 期 日》 平成29年3月22日（水）  
開会 午後2時15分  
閉会 午後3時20分
- 《2 会 場》 総合福祉保健センター4階会議室
- 《3 出席者》 皆川 征夫 教育長  
皆川 準一 教育長職務代理者  
奥村 さかえ 委員  
住石 英治 委員  
石川 宏貴 委員
- 《4 出席職員》 山崎 正史 生涯学習部長  
笠井 真利子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長  
吉野 光雄 生涯学習部参事（事）市民会館長  
小川 宏宜 生涯学習部副参事  
石黒 茂 生涯学習部副参事（事）学校教育課長  
後藤 由美 教育総務課長  
青木 真也 生涯学習推進課長  
市村 昌子 学校教育課学務保健室長  
三石 宏 文化・スポーツ課主幹  
崎田 浩史 教育総務課主幹  
関 正人 教育総務課教育総務係長
- 《5 議案事項》  
議案第1号 鎌ヶ谷市文化財審議会委員の委嘱について  
  
議案第2号 鎌ヶ谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改

## 正する規則の制定について

議案第3号 鎌ヶ谷市通学路安全対策推進委員会設置規程の一部を改正する訓令の制定について

### 《6 報告事項》

報告第1号 4月の行事予定

報告第2号 学校の近況報告について（指導）

報告第3号 学校の近況報告について（管理）

### 《7 傍聴者》

なし

教育長	本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。
教育総務課長	本日の審議案件は、「議案事項3件」「報告事項3件」です。 よろしく、ご審議のほどお願いいたします。
教育長	議案第1号「鎌ヶ谷市文化財審議会委員の委嘱について」は、人事案件であります。したがって、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。 議案第1号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。
委員	（異議なし）
教育長	ご異議がございませんので、議案第1号を「非公開」といたします。

## 《これより非公開》

議案第1号「鎌ヶ谷市文化財審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

## 《ここまで非公開》

学務保健室長

議案第2号「鎌ヶ谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由でございますが、鎌ヶ谷小学校の児童数の増加に伴う教室不足への対応策として、平成29年7月1日から通学区域の一部変更を実施するため、通学区域を定めております「鎌ヶ谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の一部を改めるものでございます。また、小学校から中学校へ進学する際の、子どもたちの不安を軽減するために、同じ小学校で学んだ仲間と同じ中学校へ進学できるよう、小学校の通学区域変更と併せて中学校の通学区域も変更するよう考えております。

この度、通学区域を変更するのは、鎌ヶ谷小学校、鎌ヶ谷中学校、東部小学校、第二中学校、西部小学校、第三中学校の6校でございます。鎌ヶ谷小学校の通学区域変更については、教育委員会平成29年1月定例会において、鎌ヶ谷市学区審議会からの答申書の提出を受けた旨をご報告し、変更の概要についてご説明いたしました。答申書の受領を受け、平成29年2月26日に鎌ヶ谷小学校体育館において、2回目の保護者説明会を実施いたしました。

今回の説明会は、平成28年10月に行いました1回目の保護者説明会での概要説明と説明内容に大きな変更はなく、参加者は、10世帯13人で、特にご意見、ご要望等はございませんでした。平成29年3月中旬には、変更地域の関係自治会長など関係団体の代表の方あてに、関係書類を添えて、郵送にて、通学区域変更に向けてのご報告をさせていただいたところでございます。今後のスケジュールでございますが、本日の定例会で本議案が可決されましたら、市長及び市議

会への報告を経て、平成29年6月1日号の広報かまがや及び市のホームページにて、市民の皆様へのお知らせをいたします。平成29年7月1日からは新しい通学区域による学校指定を実施いたします。

教 育 長

これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見がございますでしょうか。

皆川委員

附則について詳しく説明してください。

学務保健室長

この度、通学区域の変更に伴って移行措置を設けております。通学区域の変更は、平成29年7月1日からになりますが、それ以前に変更する地域に転入あるいは市内転居された方については、その時点では、まだ鎌ヶ谷小学校、鎌ヶ谷中学校の学区でございますが、1カ月足らずで新しい学区に変わるという前提で、変更前の時期から、変更後の東部小学校あるいは西部小学校に通いたい場合については、手続きにより、それをお認めする措置を考えております。

教 育 長

ほかにごございませんでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。  
議案第2号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

委 員

異議なし

教 育 長

議案第2号「鎌ヶ谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議案第3号「鎌ヶ谷市通学路安全対策推進委員会設置規程の一部を改正する訓令の制定について」事務局の説明をお願いします。

学務保健室長 議案第3号「鎌ヶ谷市通学路安全対策推進委員会設置規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

提案理由でございますが、平成28年度より実施しております第三次通学路安全対策推進行動計画の取組み項目の内容修正に伴い、鎌ヶ谷市通学路安全対策推進委員会の組織の一部を変更するものでございます。内容をご説明いたします。第三次通学路安全対策推進行動計画の取組み項目の内、学校教育課、道路河川整備課が関係部署となっております「通学路整備」について、現在、事業を進めております「新京成線連立交差事業」と併せて実施する初富駅周辺整備について、鎌ヶ谷小学校の指定通学路となっております市道11号線（鎌ヶ谷小正門前の通り）の整備に関する事業内容を通学路整備として位置付けるため、当該事業の担当部署である都市計画課を組織に加え、本計画に追加して掲載しようとするものでございます。

教育長 これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございますでしょうか。

教育長 それでは、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

教育長 議案第3号「鎌ヶ谷市通学路安全対策推進委員会設置規程の一部を改正する訓令の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で、議決事項を終了します。

#### 【報告事項】

各所属長 (1) 報告第1号「4月の行事予定について」  
資料に基づき説明を行いました。

学校教育課長 (2) 報告第2号「学校の近況報告について（指導）」について説明を

副 参 事

行いました。

(3) 報告第3号「学校の近況報告について(管理)」について説明を行いました。

教 育 長

本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。

これにて鎌ヶ谷市教育委員会3月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

平成29年3月29日

教 育 長      皆 川   征 夫

教育委員      奥 村   さかえ

作 成 者      関   正 人